

下川町官民データ活用推進計画

下 川 町

平成 30 年 7 月

計画の新規策定／改定一覧

版数	策定／改定年月日	計画の新規策定／内容	作成部署
1 版	策定：平成 30 年 7 月 12 日	新規策定(平成 30 年 7 月 12 日施行)	総務課
	改定：平成 年 月 日		
	改定：平成 年 月 日		
	改定：平成 年 月 日		
	改定：平成 年 月 日		
	改定：平成 年 月 日		
	改定：平成 年 月 日		

(注意事項)

- (1) 本計画を一部改訂したときは、該当する部分(影響するページ)を差し替え、最新化する。
- (2) 本計画の改定後は、関係部門が管理している改正前の計画書を速やかに改修し、改定後の計画書に差し替える。
- (3) 計画の改定の都度、該当する部分の改定履歴を上記に記載する。

目 次

I 総論

1 はじめに	1
2 市町村官民データ活用推進計画とは	3

II 官民データ活用推進計画

1 下川町の現状及び課題	4
2 下川町官民データ活用推進計画の目的	5
3 下川町官民データ活用推進計画の位置付け	6
4 下川町官民データ活用推進計画の推進体制	7
5 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	8
6 官民データ活用の推進に係る個別施策	10
(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取り組み	10
(2) 官民データの容易な利用等に係る取り組み	11
(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取り組み	13
(4) 利用の機会等格差是正に係る取り組み	14
(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取り組み	16
(6) その他（パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等）	17
7 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	20

I 総論

1 はじめに

我が国では、「IT 革命」が産業革命に匹敵する大転換をもたらすなどの考えの下、平成 13 年に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が設置され、超高速ネットワークインフラの整備、電子商取引、電子政府等のルール整備、人材育成等を柱とする「e-Japan 戦略」が策定されています。本戦略に基づき、全ての国民が IT を積極的に活用することにより、その恩恵を最大限に享受できるための取組が開始されています。

その後、「e-Japan 戦略Ⅱ」をはじめとする戦略の累次の見直しを行いながら、IT の利活用にその重点を移しつつ、世界最先端の IT 国家を目指して各種政策が推進されてきたところです。

一方で、IT をめぐる技術進歩は我々の想像を超えるスピードで進展しています。特に、スマートフォンが世の中に登場してからの約 10 年間では、ネットワークインフラの発展による大量のデータ流通と相まって、コミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、エンターテインメント、医療・介護等のあらゆる場面で IT が大きな影響を与えてきました。

また、端末やセンサー類の小型軽量化、低廉化とそれに伴うデータ流通量の飛躍的な増大は、「モノのインターネット (IoT: Internet of Things)」、「人工知能 (AI: Artificial Intelligence)」、「ビッグデータ」の活用に繋がり、社会にこれまで以上の変革をもたらしつつあります。

こうした状況を踏まえ、平成 28 年 12 月、我が国が官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号 以下「基本法」という。）が公布・施行されました。基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対し、官民データ活用の推進に関する計画の策定を求めており、これを受け、国は、平成 29 年 5 月に世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

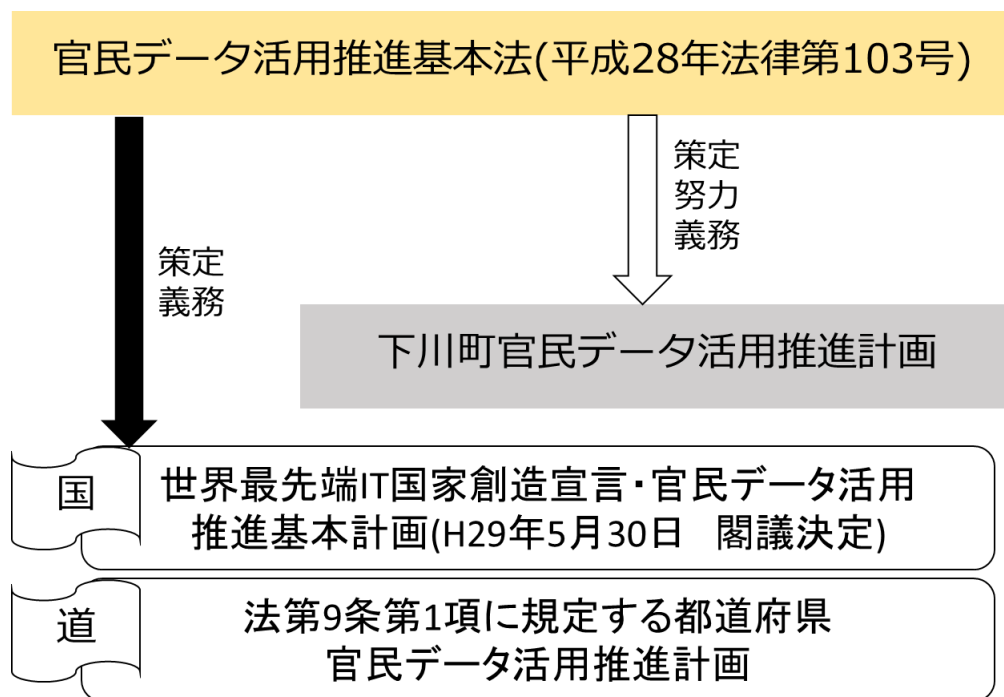
を策定しています。

本計画は、基本法第 19 条及び国が策定した官民データ活用推進基本計画に基づき、下川町における市町村官民データ活用推進計画を策定するものです。

2 市町村官民データ活用推進計画とは

市町村官民データ活用推進計画とは、基本法第9条第3項に基づき市町村の努力義務として策定する下川町における官民データ活用の推進に関する施策について定めた基本的な計画です。

「官民データ」とは、下川町が保有するデータが中心になりますが、基本法においては、国、地方公共団体及び独立行政法人に加え、民間事業者の保有するデータも対象とされており、その活用による新たな行政サービスの提供に関しても検討するものです。



Ⅱ 官民データ活用推進計画

1 下川町の現状及び課題

下川町は、全国の市町村の中でも少子・高齢化の進展が特に顕著となっており、それに伴う地域経済の低迷は、地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっています。今後も地域サービスの質を維持し、或いは安定的な行政運営を確保していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データの活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要となっています。

2 下川町官民データ活用推進計画の目的

下川町官民データ活用推進計画は、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）」を受けて、下川町内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と本町の施策及び北海道の施策と本町の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上、住民の利便性向上に寄与するとともに、地域経済の活性化に繋がります。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、下川町が抱える諸問題の解消を図ることを目的とします。

3 下川町官民データ活用推進計画の位置付け

下川町官民データ活用推進計画は、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に進めるための計画です。

下川町第5期総合計画においても、「高度情報化の進展に対応するため、情報システムの研究を行なうとともに、情報通信技術の進展の動向を見極めながら、本町の実情にあった情報化について研究または整備を行います。」と記載しており、データ活用の推進とオープンイノベーションによる新たな価値の創造は、本町の情報化に重要な要素となっております。

本計画では、「BPR 推進の取組」、「オープンデータ化推進の取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「デジタルデバイド解消の取組」及び「クラウド化推進の取組」について具体的な施策を定めます。

※BPR(業務改革)

BPR は Business Process Reengineering の略。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

※デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

4 下川町官民データ活用推進計画の推進体制

下川町官民データ活用推進計画の推進に当たっては、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠であるため、部署横断的な下川町 IT 情報活用推進委員会で協議し、必要な取り組みを全庁的に加速・推進するとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を行政運営に反映します。

5 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、次のとおり5つの取り組みと、その基本的な方針のもとに進めます。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取り組み

利便性の高い行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）を推進します。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化の利用も促進します。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取り組み

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成 29 年 5 月 30 日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」等を踏まえて、下川町が保有するデータのオープンデータ化を推進します。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促します。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取り組み

国はマイナンバーカードの普及に向け、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいます（マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革取組 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）、未来投資戦略 2017（同））。

下川町においては、身分証やマイキープラットフォームとして活用するなど行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進するための具体的な施策を策定、取り組みを進めることで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与します。

(4) 利用の機会等格差是正に係る取り組み（デジタルデバイド対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講じます。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取り組み

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進します。具体的には、情報システムのクラウド化を促進することで、運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図ります。また、下川町内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋がります。

6 官民データ活用の推進に係る個別施策

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取り組み

①行政手続の棚卸し

国が実施する棚卸しの進捗や結果を踏まえつつ、下川町において電子化を優先的に取り組むべき手続とその方策を決定するとともに、具体的な取り組み、目標及びその達成時期を早期に定めます。

手続の電子化に当たっては、フロント部分のオンライン化に留まらず、「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取り組み」と連動し、情報システムの改革、制度や業務そのものの見直しを併せて実施します。また、棚卸しに基づくオンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革の推進に当たり、マイナンバー制度による情報連携やマイナンバーカードの活用を前提に必要な取り組みを進めます。

<KPI>

申請・届出手続きの棚卸し 10件

<スケジュール>

平成32年度までに随時実施。必要に応じて前倒しし、早期実現に努めます。

※KPI

Key Performance Indicatorsの略で、目標の達成度を評価するための主要な評価指標のこと。

②マイナポータルを活用による各種申請の電子化の促進

マイナポータルなどの電子申請機能を活用した保育園の入所申請や児童手当の現況届などのオンライン化（子育てワンストップサービス）を推進するとともに、入園対象児童の保護者への説明会等を行い、電子申請の普及率向上を図ります。また、必要に応じ窓口へのマイナポータル接続端末の設置やマイナ

ポータルの利用をサポートするための職員の配置などを行います。

<KPI>

マイナポータルを利用した各種申請手続のオンライン化 5件

<スケジュール>

平成 32 年度までに随時実施。

③住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化

下川町では、住民税の特別徴収税額を書面で通知していますが、平成 28 年度から住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、正本の電子的通知が可能となっており、また、企業等の業務効率化につながる状況を踏まえ、同通知（正本）の電子化を目指すことで、企業等における事務負担を軽減し、経営の効率化に資するとともに、地域経済の活性化に繋がります。

<KPI>

住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化 1件

<スケジュール>

平成 32 年度までに実施。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取り組み

①各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの取り組みを促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット」（オープンデータに取り組み始める地方公共団体向けに策定された公開することが推奨されるデータセット・フォーマット標準例）等を参考として、保有するデータのオープンデータ化を推進します。

具体的には、産業や福祉、教育など、地域活性化等に資するため、これらの分野のオープンデータ化を積極的に推進します。その際、国や北海道及び周辺の市町村と連携することで広域での横断的なデータの活用を推進します。また、公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデー

タ化を促します。

<KPI>

オープンデータ公開 10 件

<スケジュール>

平成 32 年度までに随時実施。

②ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取り組みの推進

下川町は、一般的な観光客のほか、視察や合宿、ビジネスなどで多くの人が訪れており、それぞれのニーズに合った情報の発信が課題となっています。

このような課題を踏まえ、障害者や外国人も含め、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICT を活用した歩行者移動支援サービスの実現を図るため、道路、公園をはじめ公共施設等における地図データやバリアフリーに関する情報のオープンデータ化等の環境整備を目指します。これにより民間活力による新しいサービスの提供や地域コミュニティの活性化等による利便性の向上に寄与します。

<KPI>

オープンデータ 5 件

<スケジュール>

平成 32 年度までに随時実施。

③保有する各種地理空間情報等に係るオープンデータ化の促進

行政事務の効率化、新たなサービスの創出等に向けて活用される、基盤地図情報などの情報インフラの速やかな更新に資するため、下川町が保有する道路や公共施設等の図面等のオープンデータ化を推進します。また、オープンデータ化された地理空間情報の利活用の推進を図るため、G空間情報センターへの登録など、分かりやすい情報提供を行うことで、民間における地理空間情報活用を促進し、地域経済の活性化に寄与します。

<KPI>

オープンデータ公開ページの整備 1 件

G空間情報センターへのデータ登録 2件

<スケジュール>

平成 35 年度までに随時実施。極力前倒しを行い早期実現に努めます。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取り組み

①マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上

来庁者に対するマイナンバーカードの取得を勧奨するとともに、希望する企業・団体への職員の訪問による申請受付、一括申請等、住民のマイナンバーカード取得率向上を図ります。

また、マイナンバーカードと申請書等記載支援システムを組み合わせることで、申請書等への氏名、住所等の記載を省き、来庁者の負担軽減及び窓口の業務効率化に寄与します。加えて下川町が発行している印鑑登録証等の機能をマイナンバーカードに統合するワンカード化を検討します。さらに、マイナンバーカードを活用して住民の利便性や地域の活性化を図るため、国が平成 29 年度中に実施するマイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド等を活用した施策を検討します。

<KPI>

マイナンバーカードの普及 30%

マイナンバーカードの独自利用 1件

マイキープラットフォームへの参加 1件

<スケジュール>

平成 35 年度までに随時実施。極力前倒しを行い早期実現に努めます。

②窓口業務に関する BPR の推進

下川町では、窓口での各種申請手続等において、受付件数に時期的な偏りが生ずる傾向があり、特に年度末から年度初めにかけて転入・転出等の手続き増加により窓口が混雑するなど、住民サービスの向上のため、業務フローの見直しも含めた抜本的な BPR の推進が必要となっています。

このような課題を解消するため、窓口で職員がヒアリングしながら必要な申

請書類を作成する新たな業務フローを構築します。これにより、窓口における滞在時間の削減と申請者の満足度向上を図ります。その際、職員の転記ミス等を防ぐため、マイナンバーカードから基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）の電子的な取り込みを行うなど、マイナンバーカードの活用の取組との連携を図ります。

<KPI>

業務フローの見直し 1件

<スケジュール>

平成32年度までに実施。

(4) 利用の機会等格差是正に係る取り組み

①IoTに関する地域における学習環境づくりの推進

平成32年度からの小学校におけるプログラミング教育の必修化等に向け、学校でのプログラミング教育を通じてIoTへの興味関心を高めた児童生徒が、教育課程外において発展的・継続的に学ぶことができるよう、企業や地域人材（学生、PTA、シニア等）、学校（パソコン教室）等のリソースを活用した学習機会の提供を推進し、地域における高度人材育成の確保を図ります。

<KPI>

地域IoTクラブ（仮称）への登録児童生徒 10人

<スケジュール>

平成32年度までに実施（平成30年度から国が実施する実証事業や、平成31年度末までに取りまとめるガイドラインを活用）

②IoT地域実装のための総合的支援施策の活用・周知

下川町においてIoTの実装を通じた官民データ利活用により解決が期待される課題及び課題解決のための政策手法を検討し、当該検討結果と国が提示するIoT地域実装のための総合的支援施策を照らし合わせることで、当該支援施策の活用の要否について具体的に検討します。

国が提示するIoT地域実装のための総合的支援施策活用の必要性が認めら

れる場合は、下川町において活用することとする具体的な支援施策及び実施時期等についてとりまとめ、可及的速やかに所要の手続きを実施します。

また、国や都道府県と連携しつつ、民間事業者等に対して、同支援施策に関する説明会を実施するなど、同支援施策に係る周知に関する取り組みを精力的に実施します。

<KPI>

地域 IoT の成功モデル等の実装事例 3 件

<スケジュール>

平成 32 年までに随時実施（IoT 活用事例創出）

③防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備推進

災害発生時の情報伝達手段確保のため、防災拠点（学校等の避難所・避難場所、官公署）における Wi-Fi 環境の整備を推進します。これにより、被災者のニーズに応じた情報収集を可能とします。

<KPI>

整備済箇所 3 件

※公民館、学校は整備済み

<スケジュール>

平成 32 年度までに実施（防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画（平成 28 年 12 月総務省）を参照）

④Web アクセシビリティ確保のための環境整備

下川町では、広報紙や回覧板はもとより、下川町公式 HP や IP 告知端末など多様な媒体を活用して行政情報を配信していますが、高齢者は紙媒体に依存する傾向がある一方、若年層は PC やスマートフォンの所有率が年々増加しており、情報機器を所有する年齢も低くなる傾向が見られます。既にあらゆる情報やサービスが Web サイトの利用を前提としつつあり、高齢者や障害者にも Web サイトの活用は重要となっています。

上記の課題を解決し、誰もが利用しやすい Web サイトを構築するため、本

町 Web サイト更新に合わせ、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき JIS 規格に準拠した改善を図り、デジタルデバイドの解消に寄与します。

<KPI>

本町 Web サイトの JIS 規格（JIS X 8341-3：2016）の適合レベル AA への準拠

<スケジュール>

平成 33 年度までに実施

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取り組み

①業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進

下川町が保有する行政データについて、台帳等の基礎となるデータを中心に、他のシステム等による二次利用が容易な形でデジタル化を推進します。加えて、テレワークなどのリモートアクセス環境の整備や会議におけるタブレットの活用など、業務のデジタル化・ペーパーレス化を推進します。

これにより、場所や時間にとらわれない働き方改革・オフィス改革を進め、行政サービスの効率化と新たな価値創造を目指します。

<KPI>

行政データのデジタル化 5 件

リモートアクセス環境の整備 1 件

<スケジュール>

平成 35 年までに実施

②利用者中心の業務改革（BPR）の推進

社会環境の変化や技術進展が急速に進む中、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立って、サービスのフロント部分だけでなく、行政内部も含めて業務・サービスを再構成する業務改革（BPR）を推進します。このため、下川町が提供する各種業務、サービスについて、BPR の取組内容、スケジュール等を具体化し、住民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを目指します。

<KPI>

業務改革 5件

<スケジュール>

平成32年までに実施

③システム構築における民間サービス利用の促進

情報システムの整備に当たっては、全ての機能を行政で構築するのではなく、平成30年度までに国が整理を行う民間クラウドや民間サービスの活用の方・課題等を参考にしつつ、可能なものはクラウドを含めた民間サービスを積極的に活用します。これによって、必要な機能の柔軟かつ迅速な導入や、投資対効果の向上を図ります。

<KPI>

民間クラウドなどのサービスの活用 2件

<スケジュール>

平成35年までに実施

④基幹系業務等に係る情報システムにおけるクラウド導入の促進

基幹系業務等に係る情報システムにおいて、システムの次期更新時に他の地方公共団体との共同化を基本に、クラウドの導入を想定し、導入に当たっての課題の整理・検討を進めることで、速やかなクラウドの導入及び業務の効率化等に寄与します。

<KPI>

クラウド導入 1件

<スケジュール>

次期更新時まで実施

(6) その他（パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等）

①非識別加工情報の提供の仕組みの導入

下川町の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用を積極的に推進するこ

とにより、活力ある経済社会及び豊かな住民生活の実現を図るため、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」（平成 29 年 5 月 19 日付け総行情第 33 号）を踏まえ、下川町における非識別加工情報の作成・提供の仕組みの導入を推進します。

<KPI>

非識別加工情報の作成・提供の仕組みの構築 1 件

<スケジュール>

平成 35 年度までに実施

②ICT、IoT、AI、ロボットを活用した農林業、関連産業等の推進

下川町は、農林業を基幹産業としており、また、農産物や林産物の加工など、これらの産業と関連した産業が地域経済を支えています。これらの産業は、ベテランや職人が長年培われてきた勘や経験、技術に頼っており、データ化はもとより、形式知化がされておらず、担い手や新たに就業しようとする人へのノウハウや技術の承継が難しい状況にあります。

このため、様々なセンサーで情報を取得し、インターネットを通してクラウドサーバーに送信する IoT 機器を導入し、データの蓄積、分析ができる Web サイトに、どこからでもアクセスできる環境を構築し、農林業、関連産業のデータ化及び形式知化を図り、基幹産業、関連産業の生産性向上を推進します。また、蓄積、分析したデータから生産工程ごとに最適な環境を自動で判断する AI を導入することで、その進化を推進します。加えて、インターネット等を通して遠隔で動作できるロボットや、職人等の技術を再現できるロボットを導入することで、時間や場所に捉われない働き方、業務効率の向上に寄与します。

<KPI>

ICT、IoT、AI、ロボットの導入 5 件

<スケジュール>

平成 35 年度までに実施

③シェアリングエコノミーを活用した地域課題解決や新たな価値の創造

下川町では、人口減少に伴う就業人口の減少が地域経済の喫緊の課題となっています。就業人口の減少は、産業従事者の高齢化、生産性の低下を招いており、小規模な事業者においては廃業も危惧されています。このような課題は、地域産業の低迷や住民の所得低下のみならず、除雪や雪下ろし、地域交通など、住民の暮らしにも影響を及ぼす可能性が高いため、経済のみならず社会的にもその解決が必要となっています。また、人口減少や低密度化に伴って場所や物の利用頻度の低下、資産価値の低下にもつながっています。資産価値の低下は、貸借や売買価格を低下させ、域内循環の減少にもつながることが危惧されています。

このため、人や物、場所などを複数の人や企業でシェアし、費用を抑えつつ、利用を促進するシェアリングエコノミーの導入を検討することで、雇用の促進と住民の所得向上、地域経済の活性化を図ります。

<KPI>

シェアリングエコノミーシステムの導入 1件

<スケジュール>

平成 35 年度までに実施

7 セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

下川町官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「下川町個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めます。